

## 東北文化学園大学奨学寄附金取扱規程

「平成 18 年 9 月 22 日」

「理事会 制定」

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東北文化学園大学及び東北文化学園大学大学院（以下「本学」という。）における奨学寄附金の取扱いについて定めるものとする。

(定義及び目的)

第 2 条 この規程において「奨学寄附金」とは、本学における学術研究及び教育研究の奨励を目的として、民間企業等の機関及び個人（以下「寄附者」という。）から寄附される金銭をいう。

2 奨学寄附金は、次の各号に掲げる経費に充てることを目的に受入れるものとする。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育研究の奨励を目的とする経費

(受入の条件)

第 2 条の 2 奨学寄附金を受入れるに当たって、寄附者が付することができる条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 奨学寄附金を使用できる学部等又は教員（以下「責任者」という。）を指定すること
- (2) 研究した成果の簡単な報告を求めること
- (3) その他教育研究上支障が発生する恐れがないと認められる事項

(受入制限)

第 2 条の 3 奨学寄附金を受入れるに当たって、次の各号の条件が付されている場合は、受入れることができない。

- (1) 奨学寄附金により財産を取得した場合には、寄附者に対しこれを無償で譲渡すること
- (2) 奨学寄附金による学術研究の結果、学校法人東北文化学園大学知的財産権に関する規程第 3 条に定める知的財産権を寄附者に対して無償で使用させること、又は譲与すること
- (3) 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
- (4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により奨学寄附金の全部又は一部を取消すること

(5) その他教育研究上支障が発生する恐れがあると認められる事項

(受入手続)

第3条 寄附者は、寄附の目的である研究内容及び研究者を指定し、奨学寄附申込書(様式第1号)を学長に提出しなければならない。

(受入決定)

第4条 学長は、当該寄附の目的等が教育研究上有意義であると認められるときは、研究者の所属する教授会(第2条の2第2号の条件が付されていた場合)及び大学運営会議の議を経て、理事長にその旨を報告し、受入れの承認を得るものとする。

2 学長は、前項の規定により受入れの承認を得た場合には、その旨を奨学寄附金受入承認通知書(様式第2号)により寄附者に通知するものとする。

(奨学寄附金の受入れ)

第5条 寄附者から寄附された奨学寄附金は、財務経理部において特別寄附金収入として受入れる。

2 総務部は、奨学寄附金の受入れを確認し、「特定公益増進法人証明書(写)」を寄附者に送付しなければならない。

(奨学寄附金の配分)

第6条 財務経理部は、受入金額の10%を事務経費として控除の上、第2条の2第1号で指定された責任者に配分する。なお、事務経費に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、寄附者から事務経費について免除等の申し出がある場合は、双方により別途取扱いを協議するものとする。

2 削除

(支出)

第7条 奨学寄附金は、責任者が研究目的の達成のため、必要かつ適正に支出しなければならない。

2 支出については、本学の関係規程に準じて処理しなければならない。

3 奨学寄附金は、人件費及び教育研究経費のほか、本学が認めたものに限り、施設及び設備関係についても支出することができる。

4 奨学寄附金により取得した設備等(図書を含む)は、本学に帰属するものとする。

(使途変更)

第7条の2 責任者は、奨学寄附申込書(様式第1号)に記載の内容に変更が生じた場合、寄附者の意向を確認の上、奨学寄附金使途変更申請書(様式第5号)により、使途を変更することができる。

2 学長は、使途変更を承認したときは、奨学寄附金使途変更承認通知書(様式第6

号)により、申請者に通知するものとする。

## 第8条 削除

(研究助成金)

第9条 教員が、研究助成団体等が公募する研究助成金等に応募する場合は、この規程にかかわらず、当該研究助成団体等の定めに従い申請するものとする。ただし、あらかじめ所属する学部長又は研究科長の承認を得るものとする。

2 教員は、研究助成団体等から研究助成金等の助成が決定し、本学の施設設備等を使用し、本務として教育研究を行う場合は、研究助成団体等又は教員から当該研究助成金等を本学に寄附しなければならない。

(所管)

第10条 奨学寄附金に関する庶務は庶務課とし、その経理については財務経理部が処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金に関し必要な事項は、大学運営会議の議を経て、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年9月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行日をもって、東北文化学園大学研究助成金取扱規程（平成11年4月14日理事会承認）及び東北文化学園大学研究助成金事務経費取扱要項（平成11年4月14日理事会承認）は廃止する。

附 則

この規程は、平成21年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月23日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規程が施行される以前に受入れた奨学寄附金の取扱いについては、従前の規定に準じて取扱うものとする。

様式第1号

奨学寄附金申込書

平成 年 月 日

東北文化学園大学

学長 殿

申込者

住所

氏名（名称・代表者） ㊤

東北文化学園大学奨学寄附金取扱規程第3条の規定により、下記の内容をもって奨学寄附金を申込みます。

なお、本寄附金につきましては、寄附金支出として会計処理を行いますので、貴学におかれましても寄附金収入としてお取扱い願います。

記

1 奨学寄附金額： 円

2 寄附の目的（第2条関係）

※ 該当する項目に「○」を記入してください。

	学術研究に要する経費 ( )
	教育研究の奨励を目的とする経費 ( )

3 寄附の条件（第2条の2関係）

※ 条件を付したい場合は、該当する項目に「○」を記入してください。

	奨学寄附金を使用できる学部等又は教員を指定すること ( )
	研究した成果の簡単な報告を求めること
	その他教育研究上支障が発生する恐れがないと認められる事項 ( )

(納付予定日：平成 年 月 日)

4 その他：

様式第2号

奨学寄附金受入承認通知書

平成 年 月 日

殿

東北文化学園大学  
学長

平成 年 月 日付けをもって申込みのありました奨学寄附金について、申込みのとおり受入れを承認しましたので通知します。

なお、本奨学寄附金につきましては、下記金融機関預金口座に振込みを頂きたく、併せてご連絡いたします。

記

1. 金融機関名 : 銀行 支店
2. 預金種類 : 預金
3. 口座番号 :
4. 口座名義 :

以上

様式第3号 < 削 除 >

様式第4号 < 削 除 >

奨学寄附金使途変更申請書

平成 年 月 日

東北文化学園大学  
学 長 殿

責任者  
所 属  
職・氏名 ⑩

下記のとおり使途を変更したいので、申請します。  
また、寄附者にはその意向を確認しましたことを申し添えます。

記

1. 使途変更しようとする奨学寄附金

(1) 寄附者の名称

(2) 金額 円 (執行後の金額 円)

2. 変更事項

3. 変更しようとする理由

以上

-----  
(寄附者記入欄)

寄附者として、上記の使途変更に同意いたします。

寄 附 者  
住 所  
氏名 (名称・代表者) ⑩

様式第6号

奨学寄附金使途変更承認通知書

平成 年 月 日

殿

東北文化学園大学  
学長

平成 年 月 日付けをもって申込みのあったこのことについて、下記のとおり承認いたしますので、通知いたします。

記